

「公印省略」

30 中小振第 3564 号
平成 31 年 3 月 28 日

県内各市町村長
福岡県商工会議所連合会会長
県内各商工会議所会頭
福岡県商工会連合会会長
県内各商工会会長
福岡県中小企業団体中央会会長
福岡県中小企業振興センター理事長
関係金融機関の長

殿

福岡県商工部長
(中小企業振興課金融係)

平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨に係る県制度融資緊急経済対策資金「知事が指定する風水害」及び「緊急特別融資枠」の受付期間再延長について（通知）

日頃から、県の制度融資の円滑な実施にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業の皆様に対して、県制度融資緊急経済対策資金「知事が指定する風水害」への指定及び「緊急特別融資枠」による支援を実施しておりますが、下記のとおり受付期間の再延長を行うこととしましたので通知します。

記

平成 29 年 7 月九州北部豪雨に係る「知事が指定する風水害」及び「緊急特別融資枠」

「知事が指定する風水害」

延長前：平成 29 年 7 月 5 日（水）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

延長後：平成 29 年 7 月 5 日（水）～平成 31 年 9 月 30 日（月）

「緊急特別融資枠」

延長前：平成 29 年 7 月 11 日（火）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

延長後：平成 29 年 7 月 11 日（火）～平成 31 年 9 月 30 日（月）

平成30年7月豪雨に係る「知事が指定する風水害」及び「緊急特別融資枠」
「知事が指定する風水害」

延長前：平成30年7月5日（木）～平成31年3月29日（金）

延長後：平成30年7月5日（木）～平成31年9月30日（月）

「緊急特別融資枠」

延長前：平成30年8月3日（金）～平成31年3月29日（金）

延長後：平成30年8月3日（金）～平成31年9月30日（月）

参考

資金名	緊急経済対策資金「知事が指定する風水害」
融資対象者	平成29年7月九州北部豪雨で被災した県内中小企業者 平成30年7月豪雨で被災した県内中小企業者 (市町村等が発行する罹災証明書又は被災証明書が必要)
資金使途	設備・運転資金
融資限度額	1億円
融資利率	1.30%
保証料率	0.25～1.62%
融資期間	10年以内(据置期間2年以内)
担保・保証人	担保：必要に応じて徴求 保証人：法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所、商工会、指定金融機関、 中小企業団体中央会(組合関係)
実施期間	<u>平成29年7月5日(水)～平成31年9月30日(月)</u> <u>平成30年7月5日(木)～平成31年9月30日(月)</u> ※保証協会受付日

資金名	緊急経済対策資金「緊急特別融資枠」
融資対象者	平成29年7月九州北部豪雨で被災した県内中小企業者 平成30年7月豪雨で被災した県内中小企業者 (市町村等が発行する罹災証明書又は被災証明書が必要)
資金使途	復旧に要する設備・運転資金
融資限度額	3,000万円(既存の融資限度額1億円と別枠)
融資利率	0.9%(現行1.3%)
保証料率	0%(現行0.25～1.62%)
融資期間	10年以内(据置期間2年以内)
担保・保証人	担保：必要に応じて徴求 保証人：法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所、商工会、指定金融機関、 中小企業団体中央会(組合関係)
実施期間	<u>平成29年7月11日(火)～平成31年9月30日(月)</u> <u>平成30年8月3日(金)～平成31年9月30日(月)</u> ※保証協会受付日